

少 甲 達 第 3 1 号
県 相 甲 達 第 3 0 号
生 企 甲 達 第 7 7 号
地 甲 達 第 1 0 7 号
捜 一 甲 達 第 6 6 号
平成 1 8 年 1 0 月 1 0 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	160	10年
---	----	----	----	-----	-----

石 川 県 警 察 本 部 長

児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした児童虐待への対応について
(通達)

対号 平成 1 6 年 9 月 2 4 日 付 少 甲 達 第 4 3 号 「児童虐待の防止等に関する
法律の一部を改正する法律の施行について (通達) 」

児童虐待への対応については、対号に基づき、その取組みを強化してきたところであるが、全国的に児童虐待の検挙件数、検挙人員及び被害児童数は増加し、また痛ましい児童虐待事件が引き続き発生するなど、児童虐待問題は極めて深刻な状況にある。

児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護は、児童の生命、身体の保護という警察法第 2 条に基づく警察本来の責務であり、警察としても児童相談所、医療機関等の関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を一層積極的に講じていく必要がある。

そのため、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応について、下記事項の取組みの強化を図らねたい。

記

1 児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底

児童虐待の抑止は、児童の生命、身体の保護という警察本来の責務であることを認識し、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図ること。

特に、児童の安全が疑われる事案については、児童の安全を警察職員が直接確認することが重要である。

このため、警察として、犯罪の捜査及び警察官職務執行法に基づく制止、立入り等の権限行使等によりできる限りの措置を講じるとともに、児童相談所に対しても、立

入調査や一時保護など、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応をとるよう働きかけること。

2 児童の保護に向けた関係機関との連携の強化

児童の保護に向けて、警察署の少年警察担当課と児童相談所、警察本部少年課と石川県健康福祉部子ども政策課等、警察署と警察本部のそれぞれにおいて関係機関との連携体制を早急に点検・整備し、個別事案についての情報を入手した早期の段階において、児童相談所や石川県健康福祉部子ども政策課等の関係機関との間で相互に情報を交換し、衆知を集めた対応の検討が行えるようにすること。

また、関係機関と連携して、過去に発生した個別の事案の検証を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の場を活用するなど、現に取扱中の事案についての危険度や緊急度の判断に加わり、児童に対する具体的な支援の内容について積極的な意見を述べるなど、被害抑止に向け積極的な対応を行うこと。

さらに、児童の措置後の状況についても児童相談所等との綿密な情報交換がなされるよう連携を強化すること。

3 厳正な捜査と被害児童の支援

(1) 取り扱うべき事案の厳正な捜査

児童虐待の端緒を得た場合、生活安全部門及び刑事警察部門が連携を図り、事件化の可否及び要否、事案の緊急性・重大性を検討した上で、取り扱うべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに、暴行、傷害、保護責任者遺棄、殺人未遂等あらゆる罪名を適用し、関係者の事情聴取、取調べ、対象家屋等の搜索、被疑者の逮捕等の必要な捜査を積極的に行い、捜査を契機として、児童の死亡等事態が深刻化する前に児童を救出保護すること。

(2) 被害児童に対するカウンセリング等支援の実施

被害児童の事情聴取に当たっては、可能な限り、少年の心理、特性に関する専門的知識・技能を有する少年警察補導員、少年相談専門職員等を立ち合わせるなど、被害児童の心情に十分配慮するとともに、児童相談所、学校等の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリングを実施するなど被害児童の立直りに向けたきめ細かな支援を実施すること。

4 情報の集約と組織としての的確な対応

(1) 少年警察担当課への情報の集約と分析

各部門における各種警察活動に際し、児童虐待についての情報把握に努めるとともに、警察署においては少年警察担当課、警察本部においては生活安全部少年課への情報集約を行うこと。この場合、警察署少年警察担当課及び警察本部少年課は、過去に発生した児童虐待事案を確認し、入手した情報が再被害に当たるものでないかという観点を含め分析し、事案の危険度や緊急度の判断を適切に行うこと。

また、児童虐待として取り扱った対象者が転居したことを知った場合は、転居先の警察署又は都道府県警察に対し、取扱い事案に関する必要な情報を提供すること。

(2) 迅速かつ確実な報告と組織としての的確な対応

警察署において児童虐待の認知につながり得る情報を得た場合、警察署長や本部少年課への迅速かつ確実な報告を行うこと。

また、警察署における事実関係の確認、関係機関との情報共有その他児童の安全の確保に必要な措置を担当レベルにとどめることなく、組織としての的確な対応を行うこと。

(3) 児童虐待の伏在を念頭に置いた対応の徹底

警察安全相談、保護、迷子、死体取扱い等の各種警察活動において、児童に関する事案を取り扱った場合は、児童虐待を視野に入れた対応を行うこと。

特に、未就学児童のいる家庭における配偶者からの暴力事案について相談を受理した場合等は、児童虐待の伏在を念頭において対応を行うこと。

5 その他

厚生労働省からも別添の通知が発出されたので、参考とされたい。

(企画指導係 3072)